

防音パネルの認定基準の一部改正

1 適 用

この基準は、主として建築工事現場において、鋼管足場などの仮設建造物の外構面に設け、工事騒音の外部への伝播防止及びボルト等の外部への飛来落下防止のため用いられる防音パネルについて適用する。

2 材 料 等

- (1) 防音パネルのフレームに使用する材料は、日本工業規格G3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）の定めるSPHCの規格に適合するもの、日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に定めるA6063-T5の規格に適合するもの又は日本工業規格K7011（構造用ガラス繊維強化プラスチック）に定める成形材の規格に適合するものでなければならない。
- (2) 防音パネルの各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

【解 説】

- (1) (1) の本文中「機械的性質」とは、特に「引張強さ」を指すものである。
- (2) (2) の「著しい損傷、変形」については、第1章第1節の3の(2)と同趣旨である。

3 構 造 等

防音パネルは、図-1、図-2のようにパネル材及びフレーム等で構成され、穴等の取付け機構を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

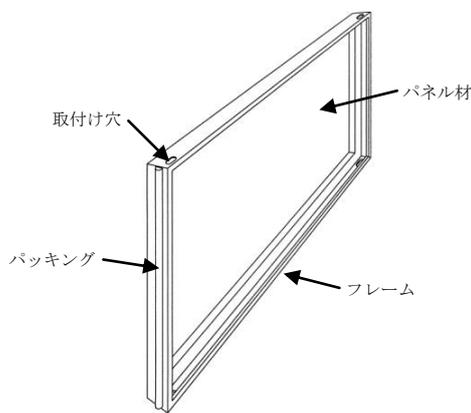


図-1 防音パネルの例

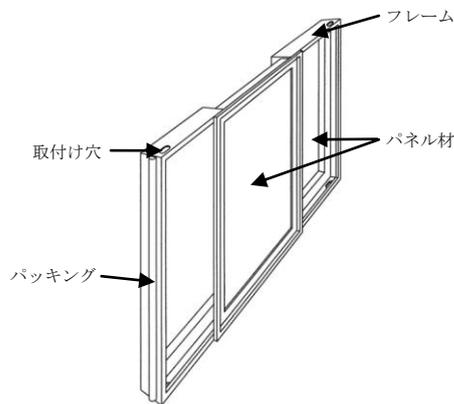


図-2 伸縮式防音パネルの例

- a 防音パネルの寸法は幅（バックニング部を除く。）1950mm以下、高さ~~950~~1000mm以下とすであること。
- b フレームについては、ねじれ変形等の起こりにくい構造であること。
- c 防音パネルを脚柱等に取り付けた場合、隣接するパネル間に隙間のない構造であること。
- d 取付け穴の径（短径）は、12mm以下とすであること。
- e 伸縮式防音パネルは伸縮部に抜け止め等を有し、伸縮部のフレーム及びパネル材が抜けにくい構造であること。

【解説】

cの隣接するパネル間に隙間のない構造とは、上下の防音パネルが足場に取り付けた時に密着する構造でかつ左右の防音パネルの隙間を塞ぐためのパッキングを少なくともどちらか片側には設けられていることをいうものである。

以下現行のまま